

# 保管金の電子納付について

インターネットバンキング，ペイジー対応（※1）のATMにより，保管金の納付ができます。

## ★電子納付（※2）のメリット

- ① 原則24時間365日，どこからでも納付可能
- ② 手数料は原則不要（金融機関により休日・夜間は時間外手数料が掛かる場合有）
- ③ 保管金提出書の提出不要
- ④ 全国の裁判所で利用可能
- ⑤ 残金は登録口座に手続不要で還付

## ★電子納付の流れ

### 1 利用者登録（事前登録）

裁判所に「電子納付利用者登録申請書」を提出（郵送，FAX可）して「登録コード」を取得します（書式は裁判所ホームページ又は最寄りの裁判所で取得可能，利用者登録は最寄りの裁判所で手続が可能です。）。

登録コードは，保管金の納付番号等の付与を受ける際に必要となる利用者固有のコードであり，一度登録すれば全国の裁判所で御利用できます。

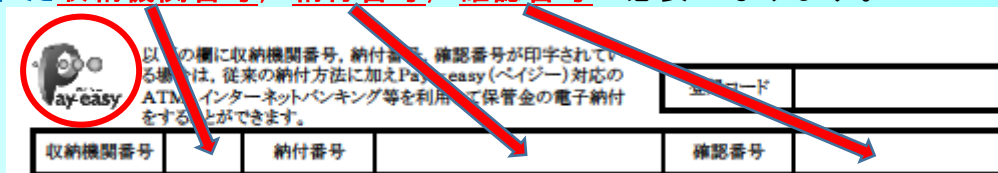
※登録後，2年間利用がない場合は，利用登録コードは抹消されます。

### 2 保管金提出書（電子納付用）の受領

保管金を電子納付する旨と「登録コード」を担当書記官へ申し出て，電子納付に対応した保管金提出書を受け取ってください。

### 3 電子納付

インターネットバンキング，Pay-easy（ペイジー）マークのあるATM等を利用して，電子納付を行ってください。その際には，保管金提出書に記載された収納機関番号，納付番号，確認番号が必要になります。



※1 ペイジー（Pay-easy）の詳細は<https://www.pay-easy.jp/>を御覧ください。

※2 現在のところ，民事執行事件における買受申出保証金，売却代金及び家事事件における寄託金は電子納付の対象外です。

（注）平日午後5時以降，土・日曜日，祝祭日及び年末年始に手続きされた電子納付は，即日に入金を確認することができないため，裁判所の翌執務日の処理となります。保釈保証金を電子納付される方は御注意ください。